



朝鮮三国の官制と倭国の官制

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-11-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黒田, 達也 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00007981

朝鮮三国の官制と倭国の官制

Official Systems in Three States in Korea and Official System in Japan

黒田 達也*
Tatsuya KURODA*

(昭和60年4月10日受理)

あらまし

古代朝鮮三国は共通して隋・唐の正四品～従九品及び未入流に相当する官位を有し、しかも最高官位の官人が任命されると考えられる重要五官を有していた。三国の官位制は倭国の冠位十二階の制の源流とみられるが、また重要五官の制もわが国に伝えられたようであり、天武朝の官制にその名残りがあると思われる。

1. はじめに

わが国の律令官制形成以前において朝鮮三国の官制の影響を強く受けていたことについては既に多くの論者によって説かれているところである。律令官制についても、四等官制と新羅律令官制との関係が指摘され¹⁾、また、大宝令制の前身官制とされる天武朝のいわゆる六官についても百濟官制とのつながりが想定されている²⁾。このような従来の研究成果をまとめて言えば、朝鮮三国の官制の影響下で形成されてきた令制前官制に隋唐の三省・六部等の要素が加えられて令制官制が成立したということになる。このこと自体については全く異存がないのであるが、しかし、令制官制成立過程のなかでも最も重視すべき時期である天武・持統朝に唐との交渉がほとんどなかったことは、従来の結論に少しく変更を加える必要があることを示しているのではなかろうか。小稿はそのための基礎的作業として、朝鮮三国の官制と、令制前のわが国の官制として最も詳しく伝えられている天武・持統朝前後の官制とを、その外形面から比較検討しようとするものである。

2. 高句麗の官位制・官制

高句麗の官位について最も詳細な所伝を残しているのは『翰苑』所載『高麗記』である。武田幸男氏はこの『高麗記』の所伝を中心として『通典』『新唐書』『周書』『隋書』『三国史記』等の所伝を検討され、『高麗記』の第13位過節・第14位不節（以下三国の官位の順を示すため⑬過節のごとく表す。ただし高句麗については諸書それぞれ所伝を異にするので『高麗記』の順による。）を除く十三官位を正式のものとし、この官位の数は『泉男産墓誌銘』にみえる「十三等之班次」に一致するとされる一方、最末期にはこれらの下に中国の未入流に相当する官位自位（『三国史記』のみにみえる）が置かれていたことも認められる³⁾。諸書において異なる官位を対応させ、序列づけられたことは武田氏の大きな功績である。しかし、武田説をも

*一般教養科 (Department of General Education)

って断案とすることは必ずしもできないように思われる。以下、武田説を再検討することによって高句麗の「十三等之班次」を考えて行くことにしたい。

武田氏が㊸過節・㊹不節を少なくとも常態の官位とみなすべき理由がないとされる根拠はあまいであるように思われる。氏は、(1)一名・異称が『高麗記』に記されていないこと、(2)名称が諸書で必ずしも一致しないこと、(3)『周書』『隋書』『新唐書』のほか最末期の状態を伝える『三国史記』にみえないこと、を論拠とされている。しかし、(1)については、『高麗記』の一名・異称の多くは音通のものであることから、有効とは言えない。(2)は㊹不節を『通典』が不過節としていることを指しているのであろうが、前者は後者の略記ともみられ、また『高麗記』には脱文・誤記が多いのであるから、これもまた同様であることは言うまでもない。(3)については、最末期の官位は『三国史記』職官志下に新文王 6 (686) 年に高句麗人に新羅の官を与えたというところにみえるものであるが、同条の文武王 13 (673) 年に百済人が新羅の官を与えられている部分に百済官位のいくつかがみえていないことを考えるべきであろう。従って、㊸過節・㊹不節を除外すべき理由は見当たらないように思われるのである。

諸書にみえる官位の対応関係についてはどうであろうか。㊱吐粹一大対盧、㊲鬱折一烏拙、㊳皂衣頭大兄一位頭大兄、㊴収位使者一樞奢、㊵小使者一小相、㊶先人一仙人という対応関係は、音通であることからして、異論のないところである。しかし、㊲鬱折一主簿、㊷太大使者一大相、㊸大使者一従大相、㊹上位使者一意倭奢・狄相、㊺諸兄一弱属という対応は少し再検討する必要があるように思われる。

『高麗記』では確かに主簿を鬱折の華言、弱属を諸兄の一名として挙げている。しかし、『高麗記』の異称は、使者一奢、兄一支のように、少くとも一部は音通の文字を含むものが多いのであり、主簿と弱属とは例外的存在である。『泉男産墓誌銘』に、

年十八、教大兄位、十三等之班次、再挙而昇、二千里之城池、未冠能理、至於烏拙・使者・弱属・仙人、雖則分掌機權、固以高惟旌騎

とみえる。武田氏はこの記述は大兄に対比された烏拙・使者・弱属・仙人が大兄を含めた兄系官位とともにそれぞれ機權を分掌することを述べたものとされる。この理解の当否は措くとしても、兄系官位と烏拙以下が区別されていることは確かであろう。ここに弱属がことさら記されていることは、弱属が兄系官位である諸兄とは異なることを示すものである。『高麗記』の諸兄の一名である伊紹・河紹還が諸兄と音通であるのに対し、弱属がそうでないことはこのことに対応していると思われる。音通でないことからして、主簿も鬱折とは異なるものとみるべきではなからうか。

また、武田氏は㊷太大使者と大相、㊸大使者と従大相をそれぞれ対応させられるのであるが、それは大相と従大相との間に位置した官位のように『三国史記』が記している位頭大兄が㊳皂衣頭大兄に一致することによると思われる。しかし、小相がその音から㊵小使者に比定しうること、すなわち相と使者が対応することからすれば、大相は㊸大使者、従大相は㊴収位使者(樞奢・樞奢)にそれぞれ比定する方が良いのではなからうか。とすれば、狄相はやはり㊹上位使者に比定する他に方法はないと思われる。位頭大兄についてはこれといった断案は見当たらないのであるが、中国史書に共通して伝えられている㊷大兄が『三国史記』にみえないことからして、この㊷大兄を誤ったものと一応考えられるのではなからうか。

以上のように考えてくると、『高麗記』にみえる㊱吐粹から㊶先人にいたる一般に官位と考えられているものの他に主簿と弱属を独立させるとともに、『三国史記』の自位を加えた計 18 が官位と考えることの可能なものということになる。しかし、『泉男産墓誌銘』には「十三等之班次」とあり、これが動かせぬ以上、18のうち5つは官位とみなすことはできないことにな

ろう。

そこで注目したいのが次の史料である。

- (1) 其一日吐粹，比一品，旧名大对盧，惣知国事，三年一代……（『高麗記』）
- (2) 以前五官，掌機密，謀政事，徵発兵，選授官爵（同上）
- (3) 年廿三，改任中裏位頭大兄。廿四，兼授將軍，余官如故。廿八，任莫離支，兼授三軍大將軍。（『泉男生墓誌銘』）
- (4) 祖量，本蕃任三品柵城都督位頭大兄兼大相，……父文，本蕃任三品位頭大兄兼將軍，……（『高慈墓誌銘』）

①吐粹が官位の第1位であったとすれば、(1)に記すように「三年一代」であるのは疑問である。また、(3)(4)の將軍、(3)の三軍大將軍は明らかに官職であるが、このような官職と官位とされる位頭大兄（中裏位頭大兄）や莫離支（②太大使⁴⁾）とが「兼」で結びつけられているのも問題があると思われる。①吐粹・②莫離支・⑤位頭大兄は官職と考えた方が良いのではなかろうか。(2)に⑤位頭大兄以前の「五官」を⑥大使者以下と明確に区分されるものとして一括したような記述がみられることから、③鬱折・④太大使者も同様のものとみられると思われる。

このように考えれば、主簿・⑥大使者・⑦大兄・⑧収位使者・⑨上位使者・⑩小使者・⑪小兄・⑫諸兄・⑬屬・⑭過節・⑮不節・⑯先人・自位が「十三等之班次」ということになる。主簿が『三国史記』のみにみえ、中国史書にみえない（ただし『三国志』は除く）のは、①吐粹～⑤位頭大兄が中国史書にみえるのに対し、『三国史記』にはみえないことに対応するものであり、五官が主簿の官人によって構成されたことを示すものではなかろうか。高句麗は、それらの職掌・実態については明らかではないが、最高官位主簿の官人が任じられる5つの重要官職を有していたと考えられるのである。

3. 百済の官位制・官制

百済の官制は高句麗と比して幾分明らかであるが、それととも中央官制としての六佐平等と官司二十二部が伝えられているだけである。

井上光貞氏は中国諸書にみえる百済の十六等官位を①佐平、②達率～⑬武督、⑭佐軍以下に区分され、②達率～⑬武督が率位5・徳位5・督位2（文と武）というように机上で案出された如く整然としていることから、これを倭国の冠位十二階の源流であり、①佐平は官職としての色彩が濃いものとされた⁵⁾。まさに卓見というべきものであるが、六佐平等と②達率等の官位との関係や⑭佐軍・⑮振武・⑯克虞をどう考えるかが未解決の問題として残されている。

内臣・内頭・内法・衛士・朝廷・兵官の六佐平が官職的色彩を濃くもつものであることは否定しえないのであるが、一方、『日本書紀』欽明条では聖明王代のものとして、上・中・下三等の佐平があったとしている。この条の朝鮮関係の記述は『百済本記』に基づくものとみられるのであるから、上・中・下という階層的分化が佐平にあったことも確かである。また、『旧唐書』では六佐平が記され、『周書』等では佐平5人とされているが、『三国史記』百済本紀義慈王17年正月条には王庶子41人を佐平としたとあり、計50人程の佐平がいたということになっている。

六佐平は「百済本紀」では東城王代以前に現われ、武寧王代以後にはみえていないが、中国史書では『旧唐書』にのみ記されていることからすれば、それほど古い時代から存在したものは思えない。武田幸男氏が説かれるように⁶⁾、6世紀前後以後の制とすべきであると思う。しからば、六佐平制と上・中・下三等佐平とが並存したことになるであろう。「百済本紀」撰

支王3年2月条に余信を内臣佐平、解須を内法佐平、解丘を兵官佐平に任じたことが記された後、4年正月条に「拜余信为上佐平，委以軍国政事。上佐平之職始於此。若今之冢宰」とあるので、上佐平は一般の六佐平よりも上位の存在であることは明らかである。しかし、六佐平と別個に上佐平が設けられたかどうかは、「上佐平之職始於此」と記されてはいても、必ずしも明確であるとは言いがたいのである。『旧唐書』に六佐平が記されてはいても上佐平は見えず、また、この上佐平は欽明紀にみえる上・中・下三等佐平の上佐平にあたるとみられるが、このような区分は上佐平をことさら他の佐平と区別するようなものではないからである。してみれば、六佐平は職務を分掌するという点からすれば対等の関係であるが、六佐平に任じられた官人の身分・出自等々によって上佐平・中佐平・下佐平などとされたのではないかと考えられる。要するに六佐平のうちの1人が上佐平となったとみられるのである。従って、上・中・下三等に佐平が分化していたという理由から、佐平を官位とすることはできないと思われる。

以上のように考える際に問題となるのは、「百済本紀」義慈王条の佐平が50人ばかり存在したという記述である。このころには佐平は官位と化していたと解することもできるが、他の解釈も可能であるように思われる。

武田氏は、内臣佐平が前内部、内頭佐平が内椋部、内法佐平が法部、衛士佐平・兵官佐平が司軍部、朝廷佐平が司寇部にそれぞれ職掌において対応するとみられることから、二十二部司のなかでとくに重視された5～6の部司は佐平が統括し、その佐平が長官として官僚制的な機構が形成されていた可能性を指摘されている⁷⁾。「百済本紀」義慈王条にいう50人ばかりの佐平は、そのような諸官司の長官であったのではなかろうか。『三国史記』職官志下に新羅神文王13(673)年に「百済来人」に「内外官」を授けたことが記されているが、そこに佐平がなく②達率が最高位となっているのはこのことを示していると思われる。

天智紀10年正月是月条に、佐平余自信・沙宅紹明に大錦下、鬼室集斯に小錦下、達率谷那晋首・木素貴子・憶礼福留・答林春初・林日比子贊波羅金羅金須・鬼室集信に大山下、達率徳須上・吉大尚・許率母・角福牟に小山上、余の達率等50余人に小山下を授けたことがみえる。この記述は、一見、佐平が達率と同様の官位であることを示しているかのようである。しかし、齊明記6年9月癸卯条の百済使の言中に「於是，西部恩率鬼室福信，赫然發憤，擲任射岐山。達率余自進，擲中部久麻怒利城。……国人尊曰佐平福信・佐平自進。唯福信起神武之權，興既亡之國。」とある。この時既に百済は滅亡しており、それ以前の官位は福信は恩率、自進は達率であって、天智紀にみえる自進の佐平は「国人」が尊称したもので官位とは必ずしも言えないものということになる。また、天智紀8年歳条に鬼室集斯は佐平として現われているが、同4年是月条に「勘校百済国官位階級。仍以佐平福信之功，授鬼室集斯小錦下」とあり、その注に「其本位達率」と記されている。集斯に小錦下を授けたことは前記天智紀10年正月条にもみえており、その重複の理由は不明であるが、集斯の本位が達率であるにもかかわらず、佐平としても後に現われていることは、佐平を官位と考える限り、日本でそれが授けられたと考える他はない。しかし、そのような日本で百済の官位を与えたという実例は皆無なのであるから、異った解釈をしなければならぬであろう。すなわち、佐平は官位ではないと考えざるを得ないのである。そして、集斯に関する上述の史料は佐平には達率の官人が任じられていたことを伝えていると考えられるのである。

以上の検討より、私は佐平は百済末期に至るまで官職であり、官位は②達率以下の15等であったと思う。佐平は達率の如き高官位のもので任じられるものであったと考える。一般に「六佐平」と言われるのであるが、これは『旧唐書』に記されるものであり、百済末期にはそうであったことを示すにすぎない。それよりも前の時代を表わすとみられる『周書』には佐平を5

人としているのであり、同じ『周書』等には二十二部司が記されているのであるが、武田氏が指摘されているように、六佐平に対応する部司が5つしかないことを勘案すると、本来佐平は五佐平であり、末期に六佐平となったのではないかと考えられるのである。

4. 新羅の官制

前2章で検討した高句麗・百済の官位制と以前私が想定した新羅の官位制⁹⁾とを対照して表にすると次のようになる。高句麗の自位、新羅の造位と阿尺、百済の佐軍・振武・克虞を中国

順位	高句麗	新羅	百済	中国階
1	主簿	大阿漚	達率	正四
2	大使者	阿漚	恩率	從四
3	大兄	一吉漚 嶽干	德率	正五
4	収位使者	沙漚 述干	扞率	從五
5	上位使者	級伐漚 高干	奈率	正六
6	小使者	大奈麻 貴干	將德	從六
7	小兄	奈麻 選干	施德	正七
8	諸兄	大舍 上干	固德	從七
9	霧属*	舍知 下干	季德	正八
10	過節	吉士 一伐	对德	從八
11	不節	大鳥 一尺	文督	正九
12	先人	小鳥 彼日	武督	從九
13	自位	造位	阿尺	佐軍
14		(京位)	(外位)	振武
15				克虞
				未入流

*ただし小兄・諸兄との上下関係は不明である。

の未入流にあたるものとする、すべて中国の正四品から從九品にいたる官品と一致するのである。自位等を未入流にあたるものとするのは次の理由による。『高麗記』に先人の異称として庶人を記してあり、『三国史記』以外に自位を記すものがないこと、造位は高句麗人に与えられておらず、遅くとも神文王代には廃止されていたと考えられること、井上光貞氏が説かれたように佐軍以下は武督以上と異なる名称であることである。このようにみれば、朝鮮三国は、中国の未入流に相当するものを除けば、共通して十二等の官位を有していたことになるのであり、倭国の冠位十二階と相通ずるところがあろう。冠位十二階の制定が直接には隋に朝貢(遣使)した際の使者の位・序列を明らかにすることにあった⁹⁾とすれば、その冠位制は朝鮮三国と比較しうるものでなければならなかったはずと思う。従って、私は近年の冠位十二階制が朝鮮三国官位制と直接の関係を有さないという学説の存在にもかかわらず、後者の影響を強く受けた、というよりもむしろそれにあわせて制定されたと考えるものである。

朝鮮三国は官位制のみならず、中央重要官職においても、最高官位の官人が任じられたと思われる五官を有するという共通性をもっていた。高句麗の①大対盧～⑥皂衣頭大兄、百済の五佐平、新羅の①伊伐漚～⑤大阿漚¹⁰⁾、がそれである。しかし、高句麗と新羅についてはそれら諸官の職掌はほとんど不明であり、はたして百済のような職務分掌があったかどうかすら判然としないのである。職掌についての伝えがほとんど存在せず、また官位の如くみなされたことにはそれなりの理由があったと思われることからすれば、高句麗と新羅の五官は判然とした職務分掌があったわけではなく、大対盧は別として、複数の官人が任じられるものであり、全体として合議・決定を行うというようなものではなかったかと考えられる。それら官人の中心が、高句麗では大対盧、新羅では上大等であったとみられる。百済では、前述のように上佐平は官職名そのものではなく、いわば身分的色彩の濃い呼称であったが、『三国史記』には特記されてはいないが、それよりも上位の存在と考えられる大佐平があり¹¹⁾、これは五佐平の上に立つものであって、大対盧・上大等に相当するものと思われる。また、五佐平も、職務分掌はあったとは言え、達率以下の官位と同様のものとみなされていたことからすると、全体として合議体制を形成していたと考えられるであろう。

以上のように、朝鮮三国は、その細部においては異なるところがあることはいままでもないが、互いに相似た官位制・官制を有していた。このような官制がどのようにして形成されたか

については定見をもちあわせないので、ここで触れることはできないのであるが、これらの官制とは別に、律令官制が形成されてきていたであろうことは、推測しうるところである。しかし、それを示すものは新羅に関するものだけである。そこで、次に新羅の律令官司について見ることしたい。

大阿漚以上の高官位の官人が長官であったとされる官司は、京城や寺院を修営することを職掌とするものと9世紀初年に設置された御龍省を除けば、執事部・兵部・調府・倉部・礼部・乗府・司正府・例作府・船府・領客府・位和府・左理方府・右理方府・内省である。内省は隋唐の殿中省、倭の宮内省に相当する内廷関係の諸事をとりしきる官司である。『三国史記』職官志上に執事部～右理方府等、職官志中に内省等内廷関係官司・官職がそれぞれ記されていること、9世紀前半段階以降のことではあるが、官司名に「省」を有しているのが、内省と中心行政官司たる執事省の他には哀莊王2(801)年に設置された御龍省だけであることからして、外廷関係官司と内廷関係官司とが明確に区分されていたと考えられる。

外廷関係官司のうち、右理方府は文武王7(667)年、船府は、同18年の設置であり、例作府の設置は長官令が置かれた神文王6(686)年とみられる。従って三国時代の設置になるのはこれらを除く10官司ということになる。これらの設置は以下の4期に区分することができる。

- 第1期 法興王代(514～540) 初頭 兵部(516* あるいは517)
- 第2期 真平王代(579～632) 初期 位和府(581), 調府(584), 乗府(584)*, 礼部(586)*
- 第3期 真徳王代(647～654) 執事部・倉部・理方府(651)
- 第4期 太宗武烈王代(654～661) 司正府(659)(*は令設置年, 領客府は真平43年設置)

第1期は新羅史のなかで大きな画期となった時期で、この王代で新羅王が初めて王号を称したことに現われているように、高句麗・百済と鼎立する勢力となった。また、この王代で上大等が設置され(531)、「十七等官位」も成立したとみられている¹²⁾。第2期は領土を大巾に拡大した真興王のあとをうけた時代である。第3期は、善徳王末年(647)に興った毗曇の乱を鎮圧した後の時期である。上大等毗曇・廉宗らは「女主不能善理」と謂って謀叛挙兵し、その最中に善徳女王が薨じたが、かわって真徳女王が即位し、金庾信らの奮闘によって毗曇ら31人が誅されたという。この毗曇の乱は伝統的に権力を握ってきた慶州貴族が強大化してきた王権に対しておこしたクーデターとみられるものであり、この乱を鎮圧したことによって王権の飛躍的強大化が達成されたと考えられる。第4期は新羅全盛期が開始された時代である。司正府は、景德王代(742～765)に肅正台と改称されていることから、官吏の監察を任としたと考えられるが、この司正府が太宗代に設置されたことは王権の強化発展と関係するものであり、このことは第4期が前第3期の延長上にあることを示している。この後に設置される船府は兵部からの独立であり、例作府は行政官司ではなく、右理方府は理方府が分化した¹³⁾一方であることからみて、司正府の設置によって律令官制の成立とすることができると思われる。

以上のように律令官制の成立過程をながめると、毗曇の乱が大きな画期となっているように思われる。上大等毗曇に代表される伝統的貴族勢力がこの乱によって大きな打撃を受けたとみられるからである。真徳王5(651)年に中心行政官司としての執事部、国家財政を掌る倉部、立法関係の職務を分掌する理方府が置かれたことはそのことを象徴している。「十七等官位」のうち①伊伐漚～⑥大阿漚が本来官職であり、律令官制成立以後もその性格を残しているものである¹⁴⁾が、これらが官職として機能していた時代は、毗曇の乱以前のことであったと思われる。それは官位大阿漚と阿漚との間に大きな隔差があり、大阿漚にまで昇れるのは特定の官人に本来限られていたとみられているが、それらの官人の中心者達が毗曇の乱によって打倒されたと考えられるからである。それ以前の段階には、後の律令官司につながるものが設置されて

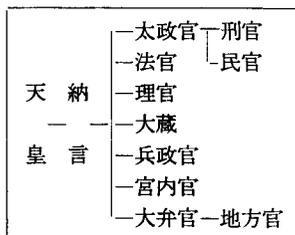
いたとはいえ、王権が貴族合議体を制約しようような情況には至っていなかったとみられる。

しからは、伊伐淦～大阿淦と兵部等の官司とは如何なる関係にあったと考えられるであろうか。『新唐書』新羅伝に、「官有宰相・侍中・司農卿・太府令，凡十有七等，第二骨得為之。事必与衆議，号和白，一人異則罷。」とあり、『三国史記』新羅本紀真徳王8年3月条所引『新羅国記』には、「其国王族謂之第一骨，余貴族謂第二骨。」とある。これらの記述が誤解にもとづく観念的なものである¹⁵⁾かどうかは別として、中国では宰相・侍中・司農卿・太府令と表現された官職に代表される十七等の官には貴族がつくことができると理解していたことを示している。そして「事あらば必ず衆議^{したが}に与う」とあり、この衆議を「和白」と号したと伝えている。従って、この衆議は「十七等」の官につくことのできる第二骨すなわち貴族の衆議と理解する他に方法がないのであるが、どの範囲までの貴族の衆議であったかが問題である。「大等」と表現される官人が慶州貴族であり、特権階級のものであったのであるが、これらの官位の雑多な官人が衆議して、「一人異則罷」めるという状態であったとは考え難いのであり、前述の如く、伊伐淦～大阿淦が全体で合議して決定を行うようなかたちであったと思われることから、「和白」はこれらの官人から構成されていたと考えるべきではないかと思う。逆にいえば、伊伐淦～大阿淦は「和白」を構成する官人に授けられた官職と思われるのである。このようにみると、伊伐淦～大阿淦によって決定された事項を、兵部等の官司が実施に移したという関係が想定される。後の次官にあたる官職が設置された後に官司や長官が置かれたり（執事部・司正府）、官司が設置された後かなりして長官が置かれたり（位和府）している例がみられるのは、このような「和白」による官司統属を示しているのではなかろうか。

真徳王代以後には、以上のような支配体制は崩壊し、「和白」は存在したとは言え、形骸化したとみられる。ここでは執事部以下重要官司が並立し、その長官には「和白」構成者が任じられてはいるが、毗曇の乱以後既に「和白」は王権に従順なものに化していたと考えられる。重要官司と隋唐官司とをその職掌から対応させると、執事部一尚書省、兵部一兵部・衛尉寺、調府一戸部・司農寺、倉部一太府寺、礼部一礼部・太常寺・光祿寺・宗正寺、乘府一太僕寺、司正府一御史台（・大理寺・刑部）、領客府一鴻臚寺、位和府一吏部、理方府一中書省・門下省、内省一殿中省、例作府一将作監などとなる。隋唐の官制を範としたことがうかがえるであろう。

5. 朝鮮三国の官制と倭国の官制

天武朝の官制について、以前私は重要官司が並立する形であり、それらの長官には納言が就任していたと推測した¹⁶⁾。それを図示すると次のようになる。この形態は真徳王代以降の新羅



の官制と相似している。重要官司が並立していること、新羅では「和白」の構成者がそれらの長官になっているのに対して納言が長官となっていること、真徳王代以後「和白」が王権に対して従順となっていたと思われるのに対し納言も侍奉官的要素をもつものであること、外廷官司と内廷官司とが明確に区別されていること等がそれである。しかもここで注目されることは、内廷を統轄したと考えられる宮内官と外官を統率したとみ

られる大弁官とを除くと、重要内官司は太政官～兵政官の五官司となることである。朝鮮三国が共通して五官を有していたことと関係すると思われるからである。

鬼頭清明氏は兵政官・法官と百済の兵官佐平・内法佐平との関係を示唆された¹⁷⁾。これは名称の相似が一つの根拠となっているように思われるのであるが、職掌からすれば、その他にも

対応関係は見出しうる。大蔵と内頭佐平の対応は言うまでもないが、太政官と内臣佐平、理官と朝廷佐平もかかわりがあるように思う。理官は一般に治部省の前身官司とされており、私も両者の職掌の一部が共通することから必ずしも従来の理解に全面的な異論を唱えるつもりはない。しかし、鬼頭説の如く法官と「掌礼儀事」な内法佐平とが関係するとするならば、法官は後の式部省の職掌とともに治部省のそれを有していたことになるのであり、従来のような法官→式部省、理官→治部省といった単純な図式では理解しえないことになる。八省につながる官司では大蔵・兵政官・宮内官・刑官・民官は大宝令官制に共通する名称をもっているが、この点からしても法官と理官は異質なところがある。理官という名称からすると中国の刑獄を掌る大理寺との関係もやはり無視しえないのではないかと思う。また、内臣佐平が「掌宣納事」を職掌としたことから太政官との関係がうかがえるであろう。このようにみれば、太政官等五官は百済の制に対応することになるのであるが、しかし、理官を大理寺との関係で考えると、理官と刑官との関係が問題となってくる。これについての明確な判断は今のところ保留しなければならぬので、ここでは、天武朝の官制と百済の官制との間にかなり共通する要素があったという結論にとどめておきたい。

同様の関係は新羅の律令官司との間にもうかがえる。太政官一執事部、法官一位和府、理官一礼部（・司正部）、大蔵一倉部、兵政官一兵部、という職掌上の対応がそれである。律令官制以前の段階の「和白」に統轄された稟主・兵部・位和府・調府・礼部等と天武朝の官制との関係も考慮しなければならないが、真徳王代以前の「和白」と官司との関係がそのまま踏襲・拡大されるかたちで律令官司が成立したと考えられるので、その内実・運営実体は根本的に異なるものであれ、外形上はそれほど異なるものではない。高句麗及び新羅の五官と天武朝の官制との関係は具体的には明らかにならないのであるが、上述の諸点より、天武朝の官制は百済・新羅等朝鮮諸国の官制の影響下で形成されたと考えられるのではないかと思う。

ところで、新羅等の官制との関係は、何も天武朝に始まるものではない。天武朝の所謂「六官」が、少なくともそれらのうちの幾つかが天智朝に存在したことが指摘されているということだけでなく、これもまた以前に想定したことであるが、大臣一マヘツキミ制が新羅の上下等一「和白」の制と相通ずるところがあるのである¹⁸⁾。天武朝の官制はこの大臣一マヘツキミ制をもととして、大臣を置かず、マヘツキミを「納言」なる侍奉官的なものに変貌させたところに大きな特徴がある。この納言が太政官以下の重要官司の長官を兼ねていたのであるが、このことも含めて、倭国の制は新羅の制と通じるところが多いと言えよう。また前述のごとく、百済も佐平が官司の長官となっていたと思われること、その佐平の中心が大佐平であったとみられることも倭国の官制とのかかわりをうかがわせるものである。大宝令制では八省は左右弁官を通して太政官に統属されるかたちになっているが、飛鳥浄御原令制では太政大臣・左大臣・右大臣からなる太政官が左右弁官を通して法官・理官・民官・兵政官・刑官・大蔵を統率し、宮内官及び中務省の前身官司はそれから独立していたと思われる¹⁹⁾。浄御原令制と隋唐の制との大きな相違は工部に相当する官司のかわりに大蔵が置かれていることであるが、これは天武朝の官制が朝鮮の制の影響を受けたものであったこと、それをもとにして浄御原令官制が成立したことによると考えられる。

6. むすびにかえて

わが国の官制は朝鮮三国の官制の影響を受けて形成されてきた。天武・持統朝の官制についてもそのことがうかがわれることは以上の論述によってある程度明らかにしえたと思う。しか

しこのことはあくまで外形上からのみ言えることであって、それぞれの官司・官職がどのような機能を果たしたかということを検討しなければ不十分であることは言うまでもない。本稿は外形上からの検討を課題としたものであり、機能上からの検討は他日を期したい。また、大臣一マヘツキミ制段階の官制も本稿の検討をもとに追究することが可能であり、大宝令官制の特質も同様にこの視点から検討できると思われるが、すべて後考に俟つことにしたい。

注

- 1) 東野治之「四等官制成立以前における我国の職官制度」(『ヒストリア』58)
- 2) 鬼頭清明「日本の律令官制の成立と百済の官制」(『日本古代の社会と経済』上所収)
- 3) 武田幸男「高句麗官位制とその展開」(『朝鮮学報』86)
- 4) 莫離支が太대兄の異称であることは武田説による。
- 5) 井上光貞「冠位十二階とその史的意義」(『日本古代国家の研究』所収)
- 6) 武田幸男「六世紀における朝鮮三国の国家体制」(『東アジア世界における日本古代史講座』4所収)
- 7) 武田注6)論文
- 8) 拙稿「新羅官位制についての若干の疑問」(『大阪府立工業高等専門学校研究紀要』16)
- 9) 石母田正『日本の古代国家』第一章第二節
- 10) 伊伐凜〜大阿凜を官職とみることについては注8)拙稿参照
- 11) 坂元義種「五世紀の<百済大王>とその王・侯」(『古代東アジアの日本と朝鮮』所収)
- 12) 武田幸男「金石文資料からみた新羅官位制」(『江上波夫教授古稀記念論集』歴史編所収)
- 13) 第3期設置官司に理方府と記しているのはこのような解釈に基づく。「新羅本紀」太宗元年5月条に「理方府令良首」という記述もみられる。
- 14) 注8)拙稿
- 15) 井上秀雄「新羅の骨品制度」(『新羅史基礎研究』所収)
- 16) 拙稿「天武期の官制についての一考察—納言を中心として—」(『日本政治社会史研究』上所収)
- 17) 鬼頭注2)論文
- 18) 拙稿注8)及び「日本古代の『大臣』についての一試考」(『大阪府立工業高等専門学校研究紀要』17)
- 19) 前掲注16)拙稿

〔付記〕

拙稿注8)で武田幸男説(注3))にもとづいて高句麗の官位について考察した際、②太대兄以下自位までを官位、①大대盧だけを官職とし、⑬過節と⑭不節は武田説に従って除外したのであるが、第2章で述べたように訂正しておきたい。